



トピックス P2 10月は富山県消費者月間です!

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html

「掃除の無料キャンペーンをしている。」との電話・訪問があり高価なスチームクリーナーを勧められ、購入の契約をしてしまった。解約したいが…。

相

談

昨日、「家の掃除の無料キャンペーンをしている。」という勧誘電話があり、承諾しました。今日、自宅に訪問があり、スチームクリーナーでキッチン周りの掃除をしてもらったから、30万円のスチームクリーナーの購入を強く勧められ、クレジット契約をし、言われるまま書類を書きました(注)。業者が帰った後、よく考えたら高額で商品も使い勝手が良いので、解約したいのですが…。

回

答

これは、電話で「無料キャンペーン中」「家の清掃などを500円程度で行う」などと販売目的を隠して訪問し、実演のあとに高価なスチームクリーナーなどを販売する「実演商法」の事例です。

この販売方法は「訪問販売」に該当し、契約書面を受取ってから8日間以内であれば、クーリング・オフ(※)ができます。

(※)訪問販売など法律で定められた取引に適用され、一定期間内であれば無条件に解約できる制度

○相談者には、クーリング・オフ期間なので、クレジット会社と販売会社にクーリング・オフ書面を出すよう助言したところ、後日、業者が商品を引き取りに来ました。

○「無料」や「お得な情報」などに惑わされず、はっきり「いや」と断るとともに、その場の雰囲気や状況で契約しないことが大切です。

○不安に思ったり、万が一トラブルにあったら、一人で悩まないで、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

(消費者ホットライン「188」へ)

(注)クレジット契約の場合も含め契約の際には、正確な情報(年収額や職業など)を書類に記載しましょう。



注意喚起! はしごや脚立の転倒・転落事故に注意!

はしごや脚立は、庭木の剪定や本棚の整理、電球の交換など、様々な場面で活躍しますが、不適切な取り扱いや不注意による転倒・転落事故が多く、死亡に至る事故も発生しています。製品の正しい取り扱い方法を確認し、注意して使用することで事故を未然に防ぎましょう。

■最近の事故事例と注意事項

●【はしご】柱と柱をつなぐ梁(はり)に立て掛けて昇っていたところ、はしご上端の掛かりが少なかったことに加え、はしごを寝かせ過ぎた状態であったため、はしごが使用者の体重でたわんで梁から外れ、そのはずみで転落し、大ケガをした。はしごは「立て掛けて高所への昇降に使用するもの」であり、はしごに乗った状態での作業は大変危険です。

- ・はしご側面の「角度指示ラベル」を参考にして、立て掛け角度は約75度にする。
- ・はしご上端の掛かりを十分に取って使用する。
- ・傾斜のある地面や滑りやすい場所で、はしごを使わない。
- ・はしごを昇り降りするときは、必ず補助者がはしごを支える。
- ・はしごから身体を横方向に乗り出さない。

●【脚立】砂利の上に置いて、脚立ががたついていない状態で、天板を跨いで作業していたところ脚立が傾き、身体のバランスを保つことができず転落し、ケガをした。

脚立は昇降面の前後方向には安定していますが、左右方向には転倒しやすいという特徴を持っています。

- ・脚立を跨いで使用しない。
- ・脚立を軟らかい土や砂利の上、段差のあるところなど不安定な場所に設置して使用しない。
- ・脚立を昇り降りする際は慎重に行う。
- ・脚立から身体を横方向に乗り出さない。



詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<http://www.nite.go.jp/data/000081712.pdf>

10月は 富山県消費者月間です！

富山県では、10月を「富山県消費者月間」とし、次のとおり、消費生活に関する知識と理解を深めるための取組みを行います。

消費者啓発街頭キャンペーン

悪質商法等の消費者トラブルへの注意喚起や県民の消費者問題への関心を高めるため、県警や消費者団体等と連携して消費者啓発街頭キャンペーンを実施します。

日時：平成28年10月3日（月）7:40～8:15

場所：富山駅及び高岡駅

内容：消費者トラブル注意喚起のチラシやポケットティッシュを配布



「平成28年度富山県消費者大会」

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者のみなさんに消費生活に関する知識と理解を深めていただくため、「平成28年度富山県消費者大会」を開催します。

皆様のご参加をお待ちしています。

日時：平成28年10月7日（金）13:30～16:15

会場：富山県民共生センター サンフォルテ2Fホール（富山市湊入船町6-7）

内容：●平成28年度 消費者庁先駆的プログラム事業 事例発表

- ・地域での見守り活動推進実行委員会
- ・富山県消費者トラブル防止啓発実行委員会

●アンケート調査結果発表（消費生活研究グループ連絡協議会）

「環境にやさしいこと、環境に良いことしていますか？
～とやまの美しい森・里・川・海を未来に残すために～」

●実践研究発表（富山県立南砺福野高等学校 家庭クラブ）

「人々の想いを繋ぐ 共生社会をめざして
—地域とつながるず（girls）始動—」

●講演「この時代、大人世代が果たすべきこと」

（プロデューサー：^{ざんま}残間 ^{りえこ}里江子氏）



その他：入場無料（定員300名）

同時開催：○消費生活研究グループ活動発表展

（活動発表会〔10:00～12:00〕、生活体験・展示会〔10:00～16:30〕）

〔上市町消費者グループ市姫会、下堀グループ、樫の木グループ、粹要会
円グループ、まゆみの会、ひみ消費者グループ、ありみね会、ひまわりグループ
となみのグループ、くらしあんしん教室、富山国際大学〕

○くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介〔12:30～16:30〕

〔（福）富山県社会福祉協議会、富山県消費者団体連絡会、富山県生活協同組合連合会
（生活協同組合CO・OPとやま、富山県生活協同組合）、とやま住まい情報ネットワーク
財務省北陸財務局富山財務事務所、富山県婦人会、富山県弁護士会
富山県金融広報委員会、（独）製品評価技術基盤機構北陸支所、富山県消費生活センター〕

【お問合せ先】富山県消費者協会

〒930-0805 富山市湊入船町6-7（富山県民共生センター内）TEL（076）432-5690

「富山県消費者教育推進計画（平成26年12月策定）」では、官民挙げて高齢者を見守る体制を強化していくこととしており、順次、見守り事例を紹介しています。地域で高齢者等の皆さんを見守る安全なまちづくりを推進していきましょう。

●みんなで見守り！ 高齢者や障害者の見守り事例●

「身に覚えのない利用料金の請求が届いた」という話を聞いて…

【架空請求】



〈ケアマネジャーさんの見守り〉

私が担当しているDさんはご家族と離れて一人暮らしをしています。Dさんは、娘さんから、何かあったときにすぐに連絡をとれるようにしてほしいと言われ、最近、携帯電話を使い始めました。

前にお会いしたときは、娘さんとメールで連絡をとりあったり、お孫さんの写真を送ってもらったりして、生き生きとしていたのですが、今日は携帯電話に触ろうともしません。私は、いつもと様子が違うと思い、「**どうされたのですか？**」と声をかけてみました。すると、Dさんは、見知らぬ業者から身に覚えのない利用料金を請求するメールが次々と届いて困っていると打ち明けてくれました。

私は、これは架空請求の手口には違いないと思い、消費生活相談窓口にご相談するよう勧めることにしました。

これは「架空請求」と呼ばれる手口です！

「総合情報サイト利用料」「有料サイト利用料」などの名目で、利用した覚えがないのに料金を請求されます。何らかの名簿を入手した悪質業者が、電子メールやはがきなどで、手当たり次第に根拠のない請求をします。中には、「訴訟」「強制執行」などの脅し文句が書いてあることもあります。

見守りポイント

- 心当たりのない請求書や督促状が届いていないか、ご本人にさりげなく確認しましょう。
- 一度料金を支払うと、次々と請求してくるおそれがあります。身に覚えのない請求の場合は、まどわされず無視するよう伝えましょう。
- 携帯電話の操作が不慣れな方は、誰かに相談するのも億劫になりがちです。誰にでも起こりうるということをお伝えして、相談しやすい雰囲気を作りましょう。

対処方法

- 身に覚えがなければ支払わない、脅し文句が書いてあってもひるまないことが大切です。不安を感じた場合は、相手に連絡したり料金を支払う前に、消費生活相談窓口にご相談するよう勧めましょう。
- これ以上、個人情報（電話番号など）を知られないためにも、決して連絡をとらないよう伝えましょう。
- 念のため、証拠となる電子メールやはがきは保存しておくよう勧めましょう。

～「高齢者や障害者の消費生活見守りハンドブック」（H26.10月富山県作成）より～

多重債務者無料相談会開催のお知らせ

県では、11月に、弁護士や司法書士による多重債務者無料相談会を実施します。

消費者金融などに多額の借金を抱えてお困りの方、解決できない借金問題はありますか。借金の整理や生活の再建のため、この機会に専門家のアドバイスに耳を傾け、生活を立て直しませんか？

相談は無料で、相談者の秘密が完全に守られます。安心してご相談ください！

日 時	会 場
11月20日(日) 10:00~16:00	富山県民会館 (富山市新総曲輪4-18)

【申込み・お問合せ先】 富山県 県民生活課 消費生活班 TEL 076-444-3129

※相談を希望される方は、事前にお申込みください。

とやま環境フェア2016の開催について

水と緑に恵まれた富山県の豊かな環境を守るとともに、よりよい環境を創造するため、エコライフの取り組みを楽しみながら見聞・体感できる「とやま環境フェア2016」が開催されます。

今年は、企業や行政、民間団体など約60団体が出展し、各団体等のエコ活動の紹介やエコライフに役立つ省エネ機器や次世代自動車の展示、電気バスの試乗、親子で楽しめるステージイベントなどが行われます。

県内の企業や団体等の取り組みを参考とし、「未来につながるエコな暮らし」を始めてみませんか。

日 時：平成28年10月15日(土)10:00~17:00 16日(日)10:00~16:00

場 所：高岡テクノドーム ((一財)富山県産業創造センター) (高岡市二塚322番5)

主 催：とやま環境フェア開催委員会

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(CiCビル内)

..... ☎076-443-2047

高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522

魚津市 市民課 ☎0765-23-1003

氷見市 市民課 ☎0766-74-8010

滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111(内334)

黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198

砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153

小矢部市 生活協働課 ☎0766-67-1760(内735)

南砺市消費生活センター(井波庁舎)..... ☎0763-23-2035

射水市消費生活センター..... ☎0766-52-7974

舟橋村 総務課 ☎076-464-1121(内49)

上市町 町民課 ☎076-472-1111(内103)

立山町 住民課 ☎076-462-9915

入善町 住民環境課 ☎0765-72-1100(内134)

朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100(内134)

◆消費者ホットライン ☎188(いやや!) ※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

富山県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00016052.html

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 ☎076-432-9233

消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252

FAX076-431-2631

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】

午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

毎週火曜日は午前8時30分~午後8時(休日、年末年始を除く)

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市赤祖父211(高岡総合庁舎5階)

消費生活相談、消費者金融・多重債務相談

☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】

午前8時30分~午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。

☎076-432-5690 午前9時~午後4時